

議案第40号

多可町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年2月28日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格
基準に関する条例（平成25年多可町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「条例」を「政令」に改め、同条各号を次のように改める。

- （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同
じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又は
これに相当する課程を修めて卒業した後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実
務に従事した経験を有する者
- （2） 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電
気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技
術上の実務に従事した経験を有する者
- （3） 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若し
くは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号
において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修め
て卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号に
おいて同じ。）、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す
る者
- （4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて
卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （5） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年
勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土
木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技
術上の実務に従事した経験を有する者
- （6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて
卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （7） 5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者
- （8） 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において

1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条中「条例」を「政令」に改め、同条第1号から第5号までを次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年6箇月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験

を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号及び第40条第2号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6箇月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者含む。次号において同じ。）については3年6箇月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

多可町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の新旧対照表

現	改 正
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する<u>条例</u>で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> _____ _____ (6) <u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事</u>	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する<u>政令</u>で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____ (2) <u>学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> _____ (5) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> _____ _____

現 行	改 正
<u>した経験を有する者</u> (7) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8) <u>技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	<u>5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8) <u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (9) <u>外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (10) <u>技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する<u>条例</u>で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者</u>	（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する<u>政令</u>で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年6箇月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6箇月年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

現 行	改 正
(2) <u>前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> — (3) <u>10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) <u>前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) <u>外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) (略) — — — — — —	(2) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号及び第40条第2号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）、同条第1号に規定する学校の卒業生については2年6箇月以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6箇月以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) (略) (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>